

(別紙)

「世界と繋がろう！高校生海外留学支援事業(グローバル探究・欧米コース、アジアコース)」  
業務委託仕様書

1 委託業務名

「世界と繋がろう！高校生海外留学支援事業(グローバル探究・欧米コース、アジアコース)」  
に係る業務

2 事業期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

3 事業目的

「グローバル化に対応した人材の育成」として、地域や県内企業を支える、宮崎から世界へ挑戦するグローバル人材の育成を目指すことを目的とする。

4 委託料

委託料 37,389,000円 を上限とする。

但し、欧米コースは、16,335,000円、アジアコースは、21,054,000円を上限とする。

5 全体事業概要

県立高等学校及び中等教育学校(後期課程)の生徒(以下「高校生」という。)に係る国外派遣  
<欧米コース>

・20名の高校生を10日間、欧米へ派遣する。※令和5年度は、アメリカ

<アジアコース>

・20名の高校生を10日間、台湾へ派遣する。

・20名の高校生を10日間、ベトナムへ派遣する。

・20名の高校生を10日間、シンガポールへ派遣する。

6 令和5年度業務委託内容

(1) 高校生の派遣に係る選考業務

① 令和5年度派遣に係る募集要項の作成。募集要件等は高校教育課の指示に従う。

※高等学校等への募集要項の配布及び周知は高校教育課で行う。

② 選考試験の周知。

③ 各高等学校等からの願書受付。

- ④ 選考試験の実施。※英語による面接を含めること。
- ⑤ 選考委員会のための資料作成。
- ⑥ 選考試験結果の通知及び事前オリエンテーションの周知。
- ⑦ 自己負担に係る費用等の支払方法周知事務。

## (2) 高校生の派遣に係る業務

- ① 派遣生及び保護者対象の出発前オリエンテーションを実施すること。(12 月末までに1~2 回)
- ② 派遣生及び保護者に対して、必要なカウンセリングを実施すること。
- ③ 派遣生の滞在先及び受け入れ先の学校を適切に選定すること。
- ④ 関係者間の緊急連絡体制の整備を行うこと。
- ⑤ 宮崎県高校生留学の推進に関する必要な情報を委託者に提供すること。
- ⑥ 高校教育課担当者からの問い合わせに常時対応できる体制を整えること。
- ⑦ 事後報告会を実施すること。
- ⑧ 自己負担に係る費用等の支払事務処理に関すること。
- ⑨ その他、本業務が適切に実施されるために必要なこと。

## (3) その他

事業目的に沿った効果的な研修等の企画提案・実施及び、宮崎県教育庁高校教育課の指示に従うこと。

## 7 業務進捗状況及び打ち合わせ

業務の進捗状況報告、業務内容に関する打ち合わせを原則として月に 1 回程度行うこととする。その他、必要が生じた場合は随時実施する。

## 8 事業実績報告書の提出

- (1) 10 月末時点及び 1 月末時点の事業実績報告(中途)を、高校教育課へ該当月の翌月までに提出すること。その他、委託者の求めに応じ随時提出すること。
- (2) 委託契約終了と同時に、高校教育課へ事業実績報告書を最終提出すること。
- (3) 計上経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出すること。  
その際、計上経費は、回数、単価、個数等、算出根拠が分かるように明記すること。

## 9 委託業務の経理等

- (1) 当該委託事業に係る全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。支出額、支出内容について適正と認められない場合は、当該委託費の支払いができない場合がある。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の使途を明らかにすること。
- (3) 委託業務の支出内容を証する経理書類(実績報告書含む)は、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、受託者の費用負担において、いつでも供覧に供することができるように保存しておくこと。
- (4) 委託費の支払いについては、委託業務完了後に提出する実績報告に基づき支払うべき委託費の額を確定し、精算払いを行うものであること。
- (5) 委託業務を実施する場合、原則、財産(備品等)の取得は認めないものとする。

## 10 再委託の制限等

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務(以下、「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### ○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

### (3) 再委託の範囲

本契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

#### ○再委託により履行することのできる業務の範囲

本事業の実施に関し必要と認められるもの

### (4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面によ

る県の承認を得なければならない。

ただし、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務  
資料の収集・整理、複写・印刷・製本  
原稿・データの入力及び集計

## 11 著作権

成果物の著作権及び所有権は、宮崎県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に属するものの使用については、各関係者と事前に調整・確認を行うなど、適切な処理を行うこと。

## 12 積算方法及び経費限度額

(1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出することとし、経費限度額 37,389 千円(消費税込み)の範囲内で見積もること。

(2) 積算項目については、概ね以下の内容で提出すること。

### ①事業費

(ア) 高校生の募集選考、業務に要する経費

(イ) 生徒旅費補助

(ウ) 現地活動費

(エ) 引率者旅費

(オ) 事前事後活動費

### ② 一般管理費(事業の管理に要する経費)

(①-(再委託に要する経費))×(10%以内)

### ③ 消費税

(①+②)×0.10

※各経費については、月数、回数、個数等、見積条件が分かるように明記すること。

※事業終了時には精算報告書の提出を受け、実際に支出した額(一般管理費は除く)を契約額内で支払うものとする。

(3) 欧米コースのプログラム全体に係る費用については、生徒一人あたり65万円とし、内 55 万円を本事業の委託費として

20 人 11,000 千円 (消費税抜き)

の範囲で見積もること。

アジアコースのプログラム全体に係る費用については、生徒一人あたり30万円とし、内20万円を本事業の委託費として

60人 12,000千円 (消費税抜き)

の範囲で見積もること。

(4) 欧米コースの引率者費用については、一人あたり65万円として

2人 1,300千円 (消費税抜き)

の範囲で見積もること。

アジアコースの引率者費用については、一人あたり30万円として

6人 1,800千円 (消費税抜き)

の範囲で見積もること。

(5) 欧米コースの一日あたりの現地活動費は、10万円として

10日 1,000千円 (消費税抜き)

の範囲で見積もること。

アジアコースの一日あたりの現地活動費は、10万円として

10日 1,000千円 (消費税抜き)

の範囲で見積もること。

### 13 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は高校教育課と協議すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては高校教育課と随時協議を行い、その指示に従うこと。
- (3) 本事業における経費額は、派遣予定人数それぞれ20名を想定している。派遣人数がそれぞれ20名に満たない場合、その経費は提出済みの見積もり書をもとに実績人数で精算する。